

令和6年3月27日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

OK I クロステック株式会社 東京都中央区晴海1-8-11 晴海トリトンスクエアY棟26階

令和6年3月27日～令和6年5月26日（2ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34

令和6年3月27日～令和6年5月26日（2ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1-7-12

令和6年3月27日～令和6年5月26日（2ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

関東支社が発注した「関東支社 広域制御設備工事」の調達手続きにおいて、有資格者であるOK I クロステック（株）、東芝インフラシステムズ（株）が提出した「技術提案書」の内容に不正行為の疑いがある事実が発覚したことから、関係者への調査を実施したところ、「技術提案書」の作成にあたり、当該有資格者らが入札意思の開示及び情報交換をしていたことが判明し、さらには当該案件の入札参加者ではない有資格者の沖電気工業（株）も関与していたことが確認された。

このことを受け、関東支社公正入札調査委員会において、審議した結果、OK I クロステック（株）、東芝インフラシステムズ（株）及び沖電気工業（株）の行為が入札者に対する指示書に違反する不正行為であると認められたことから、入札手続きの取り止めを行った。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上